

消費者支援功労者表彰等候補者の推薦に関する 留意点等について

推薦に関しては以下の点に十分御留意ください。

- ① 推薦に際しては、庁内各部局や出先機関、市区町村、関係機関等への幅広い周知をお願いします。特に NPO 担当部局、NPO 関係機関等への周知、人事課(栄典担当)への周知をお願いします。また、地方紙から情報収集するなど、候補者の発掘をお願いします。
- ② 事業者団体、企業で消費者関連部門に携わる者、海外在住の日本人、外国人(海外在住の日本国籍を有しない者、日本在住の日本国籍を有しない者)も積極的に御推薦ください。(ただし、海外在住の方については、原則、表彰式への御招待はできないことを御承知おきください。)
- ③ 推薦依頼は 47 都道府県、20 政令指定都市、関係府省庁及び広域的な活動を行う消費生活関係団体宛てに発出しております。なお、広域的な活動を行う消費生活関係団体とは、参考3のとおりです。
- ④ 推薦に当たっては、候補者が、社会生活等において、表彰を受けるにふさわしい社会的評価を受けているか、不祥事等、受賞環境に問題がないか、十分な確認をお願いします。
- ⑤ 推薦件数は6件以内で、候補者を推薦してください(推薦要領3(1))。
- ⑥ 団体・グループの推薦対象「活動実績5年以上」(推薦要領3(2)オ)の基準日は、令和6年10月1日です。
- ⑦ ベスト消費者サポーター章の推薦年齢制限(60歳以下)は、平成26年度から廃止しておりますが、引き続き、60歳以下の候補者の発掘をお願いします。
39歳以下を対象とする青年部門は引き続き設置します(実施要領2)。

青年部門は、特にこれからの消費者支援活動を担う若者や若者で構成される団体の活動をたたえることで、今後の活動の一層の励みにしてもらいたいとの思いで設けています。啓発のための劇や落語等を実施している大学のサークルや学生等、幅広い視点で御推薦いただけますと幸甚です。

- ⑧ 表彰等候補者調書は、書面審査の性質上、記載の仕方により評価に影響が出てくる場合もありうるので、功績は細大もらさず具体的かつ簡潔に要領よく作成してください。長過ぎるのは不可です。ただし、記載が足りない場合は、追加依頼することがあります。

また、可能な範囲で候補者の評価や地域への貢献が分かる関係資料(新聞、雑誌記事など)及び顔写真(サイズ・様式自由)を添付してください。

- ⑨ 都道府県及び政令指定都市が推薦する場合においては、当該地域での活動を中心とした功績を調書へ記載いただくとともに、広域的な活動についても功績がある場合はその貢献内容を調書へ記載いただくか、または関係資料を提出していただくことも可能です。

- ⑩ 広域的な活動を行う消費生活関係団体(参考3)が、自ら若しくは他の広域的な活動を行う消費生活関係団体又はこれら団体の関係者を推薦することはできません(推薦要領3(1))。

- ⑪ 過去5年間(令和2年度～令和6年度)において、内閣総理大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰の表彰を受けた者は推薦の対象から除きます(推薦要領3(2)エ)。

過去5年間にベスト消費者サポーター章を授与されたことがある者を推薦する場合には、過去の受章対象となった活動に加えて、新たな活動成果があると認められることが条件となりますので、新たな活動成果を具体的かつ分かりやすく明記してください(推薦要領3(2)エ)。

- ⑫ 団体の構成員としての活動が他の模範となる個人については、当該個人が属する団体・グループを推薦してください。ただし、団体の構成員としてではない個人の活動が他の模範となる場合は当該個人を推薦してください。(推薦要領3(2)カ)。

- ⑬ 推薦いただく団体又は個人の活動の内容について、団体等との関係において、守秘義務等に反しないものであることを確認した上で推薦してください。

- ⑭ 選定会議において、参考2の別紙「選考基準」を考慮して被表彰者等を選定します。

- ⑮ 推薦依頼に対しては、文書で御回答いただくようお願いします。

「表彰等候補者調書」は、所要の関係資料を添付して、正副2部を郵送していただくとともに、下記のメールアドレスに E-mailでの提出も併せてお願いします（件名を「団体名：消費者支援功労者表彰等候補者調書」としてください）。

（例）「〇〇県：消費者支援功労者表彰等候補者調書」

御提出いただいた調書及び添付資料は、そのまま全てが公表されることはありませんが、書面審査書類となりますので、正確に記載してください。（選考や受賞者の活動概略作成等に使用し、受賞者の公表資料の基になります）。

- ⑯ 過去の受賞者等リスト

消費者庁 HP 内参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/#support_merit_award

都道府県、政令指定都市 各位

【ベスト消費者サポーター章の授与について】

ベスト消費者サポーター章は、消費者庁設立を契機に「消費者支援活動に顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認めた者」への表彰を目的に設立されました。

そこで各都道府県、政令指定都市におきましても、被表彰者の当該地域での消費者支援活動の功績をたたえ、広く社会に紹介していただきたく、各都道府県及び政令指定都市から、消費者月間関連イベント等の場で授与していただくことを予定しております。

あわせて、広域的な活動を行う消費生活関係団体(参考3)が推薦した候補者がベスト消費者サポーター章に決定した場合も御報告をいたしますので、都道府県、政令指定都市からの推薦者と同様に授与していただきますようお願い申し上げます。

【調書等提出・問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁消費者教育推進課 表彰担当

TEL : 03-3507-7567(直通)

Mail : i.gekkan@caa.go.jp